

2026年1月27日

お客様 各位

中央労働金庫

預金規定変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

<ろうきん>では2026年2月2日(月)より、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の一環として、お客さまの詐欺被害等防止のため、次のとおり預金規定を一部変更しますのでお知らせいたします。

なお、変更後の新規定は、変更前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

※最新の預金等利用規定については、当金庫ホームページでご確認ください。

※印刷した規定の交付をご希望の場合は、当金庫本支店窓口へお申し出ください。

■ 変更の内容

普通預金等口座について、法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断したときは、振込金の受入れの全部または一部をお断りすることがある旨を追加いたします。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断したときは、受入れの全部または一部をお断りすることがあります。

(以下略)

* 「普通預金規定」を用いて例示していますが、以下の対象預金規定においても同様の変更を行います。

■ 対象の預金規定

普通預金規定、貯蓄預金規定、普通預金無利息型(決済用預金)規定

■ 適用開始日

2026年2月2日(月)

以上